

# 児童手当の支給が 小学校6年生まで拡大

## ◎小学校4年生から 6年生までの児童の いる保護者

平成18年4月1日より児童手当が一部改正され、児童手当の支給対象年齢が小学校3年生までから、小学校6年生までに拡大されました。

これにともない、新たな申請が必要となります。この申請は9月30日までに行なわなければなりませんので、次により受給手続きをしてください。

### 【受給手続】

#### ①平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者

平成18年3月まで児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きはありません。ただし、手当を受給していなかった保護者の方は認定請求書の提出が必要です。

#### ②平成18年度に小学校5・6年生の児童がいる保護者

現在、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求書の提出が必要です。また、添付書類として健康保険被保険者証等

の写し(国民年金加入者は除く)及び所得証明書(今年1月1日現在小野町に住所がなかった方)が必要になります。

現在すでに小学校3年生までの児童について児童手当を受給している保護者の方は額改定請求書の提出が必要ですが、添付書類はありません。

### ◎これまで所得制限により児童手当を受給していない保護者

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、認定請求書の提出が必要です。

#### ◆認定請求書等提出期限 平成18年9月29日(金)

#### ◆提出先 役場健康福祉課

#### ◆その他

公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

#### ◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-6934

# 国民年金 コーナー

## こんなときには届出を

国民年金に加入している方、年金を受けている方で、下の表に記載してあるようなときには、届出が必要になります。

届出が必要になった方は、必要な書類をあらかじめ市区町村や勤務先などで確認のうえ、14日以内に手続きをしてください。

#### ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所 ☎024-932-3480  
町民生活課 ☎72-6933

### 国民年金加入者の方

| こんなとき  | 届出先                    | 必要なもの   |
|--|------------------------|---|
| 20歳になったとき<br>(※厚生年金・共済組合の加入者と被扶養配偶者は除く)            | 市区町村                   | 印かん   |
| 厚生年金・共済組合に加入したとき                                   | 勤務先                    | 本人・配偶者の年金手帳、印かん   |
| 厚生年金・共済組合の加入をやめたとき                                 | 市区町村                   | 本人・配偶者の年金手帳、退職年月日が分かる書類、印かん   |
| 配偶者(第2号被保険者)に扶養されなくなったとき<br>(※離別や死別をしたときや収入が増えたとき) | 市区町村                   | 年金手帳、扶養からはずれた年月日が分かる書類、印かん  |
| 住所、氏名が変わったとき                                       | 第1号被保険者                | 市区町村  |
|  | 第2号、第3号被保険者            | 勤務先   |
| 年金手帳がなくなってしまったとき                                   | 市区町村<br>勤務先<br>社会保険事務所 | 年金手帳、印かん<br>勤務先にお問い合わせください<br>基礎年金番号が分かる書類、身分証明書<br>(※本人以外の方が届ける場合は委任状) |

### 年金を受けている方

| こんなとき             | 提出書類          |
|-------------------|---------------|
| 誕生月がきたとき          | 年金受給権者現況届     |
| 氏名を変えたとき          | 年金受給権者氏名変更届   |
| 住所を変えたとき          | 年金受給権者住所変更届   |
| 年金の受け取り先を変えるとき    | 年金受給権者支払機関変更届 |
| 年金を受けている人が亡くなったとき | 年金受給権者死亡届     |
| 年金証書をなくしたとき       | 年金証書再交付申請書    |